

2025年2月7日

各位

会社名 株式会社レーサム
代表者名 代表取締役社長 小町 剛
(コード番号：8890 東証スタンダード市場)
問合せ先 上級執行役員管理本部長 沖野 総司
電 話 03-5157-8881

株式併合並びに単元株式数の定め廃止、決算期（事業年度の末日）の変更
及び定款の一部変更に係る承認決議のお知らせ

当社は、2024年12月20日に公表した「株式併合並びに単元株式数の定め廃止、決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「2024年12月20日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止、決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2025年3月3日まで整理銘柄に指定された後、2025年3月4日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案 株式併合の件

2024年12月20日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社株式について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

①併合する株式の種類

普通株式

②併合比率

当社株式 4,591,075 株を 1 株に併合いたします。

③減少する発行済株式総数

28,746,669 株

④効力発生前における発行済株式総数

28,746,675 株

(注) 当社は、2024年12月20日開催の取締役会において、2025年3月5日付で自己株式 334,725 株（2024年11月8日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤効力発生後における発行済株式総数

6 株

⑥効力発生日における発行可能株式総数

24 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

- (i) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、ヒューリック株式会社（以下「公開買付者」といいます。）及び Rays Company (Hong Kong) Limited（以下「Rays 社」といいます。）以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様に交付いたします。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び公開買付者の完全子会社であり、当社の筆頭株主である Rays 社のみとして当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする一連の取引の一環として行われたものであること、また、当社株式が 2025 年 3 月 4 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者により 2024 年 9 月 17 日から 2024 年 10 月 30 日まで実施された当社株式に対する公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 5,913 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- (ii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称

ヒューリック株式会社

- (iii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合の結果生じる 1 株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を、公開買付者の現預金及び株式会社みずほ銀行から受ける融資により賄うことを予定しているとのことです。

当社は、公開買付者が 2024 年 9 月 17 日に提出した公開買付届出書（2024 年 10 月 3 日に提出された公開買付届出書の訂正届出書による訂正を含みます。）及び同書に添付された融資証明書を認めることによって、公開買付者における資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、当該融資と合わせて、当社株式の売却代金の支払のための資金に相当する額の現預金を有しており、当社株式の売却代金の支払の支障となる事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、公開買付者による本株式併合の結果生じる 1 株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025年3月下旬を目処に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年4月上旬から中旬を目処に当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2025年5月末から6月上旬を目処に、当該代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案 定款一部変更の件 (1)

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は2024年12月20日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- (1) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は6株となり、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は24株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）の発行可能株式総数に関する定めを変更するものであります。
- (2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第6条の2（単元株式数）及び第6条の3（単元未満株式についての権利）の全文を削除するものであります。
- (3) 本株式併合の効力が発生した場合には、本株式併合の実施に伴って、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者及びRays社のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第13条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

また、当該定款一部変更(1)は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年3月6日に効力が発生する予定です。

3. 第3号議案 定款一部変更の件 (2)

当社の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとしておりましたが、当社グループの事業管理等において効率的な業務執行を図ることを目的として、事業年度を毎年10月1日から9月30日までに変更するものであります。この事業年度の変更に伴い、定款第32条（事業年度）を変更するとともに、同変更による調整のため、定款第11条（定時株主総会の基準日）及び定款第34条（剰余金の配当の基準日）の各条項に所要の変更を行うものであります。また、第34期事業年度は、2024年4月1日から2025年9月30日までの18ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

なお、当該定款一部変更(2)の内容の詳細は、2024年12月20日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

また、当該定款一部変更(2)は、本臨時株主総会終結の時をもって効力が発生いたしました。

4. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2025年2月7日(金)
② 整理銘柄指定	2025年2月7日(金)
③ 当社株式の売買最終日	2025年3月3日(月) (予定)
④ 当社株式の上場廃止日	2025年3月4日(火) (予定)
⑤ 株式併合の効力発生日	2025年3月6日(木) (予定)

5. 今後の見通し(第34期事業年度の連結業績予想)

本プレスリリースに記載のとおり、第34期事業年度は2024年4月1日から2025年9月30日までの18ヶ月間となるため、2024年5月10日付「2024年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」において開示した2025年3月期の連結業績予想は取り下げることといたします。なお、当社株式は2025年3月初旬に上場廃止となる予定であり、上場廃止日までに第34期事業年度に関する新たな連結業績予想の策定及び公表を行う予定はございません。

以 上